

南房総市告示第69号

南房総市地産地消ロゴマークの取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市地産地消ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(形状)

第2条 ロゴマークの形状は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークの使用の承認を受けようとするものは、地産地消ロゴマーク使用（変更）承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人が非営利事業に使用するとき。
- (2) 新聞社その他報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が申請書の提出を必要としないと認めるとき。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ロゴマークの使用に係る企画書その他これに準ずる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、使用の承認の可否を決定し、承認するときは地産地消ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは地産地消ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による使用の承認について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) ロゴマークの縦横の比率、配色その他ロゴマークのデザインに関することについて、別に定めるデザインマニュアルに基づき使用すること。ただし、ロゴマークを使用する物（以下「商品等」という。）の形状により、当該デザインマニュアルに基づき使用することができないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 商品等が完成したときは、速やかに市長に提出するものとする。ただし、商品等を提出することができないときは、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承認の基準)

第5条 ロゴマークの使用の承認の基準は、ロゴマークの使用目的が市民の地産地消に関する理解と関心を深めるための啓発活動、情報の共有及び交流活動に用いるときその他「地産地消推進のまち南房総」行動指針（平成22年南房総市告示第10号）に基づくものと認められるときとする。ただし、当該使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する又はそのおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は思想の活動に使用しようとするとき。
- (3) 市の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき。
- (5) 品質及び性能に関し、公的機関の認定が必要な商品について、当該認定を受けていないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が適当でないと市長が認めるとき。

(変更の申請等)

第6条 第4条第1項の規定により使用の承認の決定の通知を受けたもの（以下「決定者」という。）は、申請した事項を変更しようとするときは、地産地消ロゴマーク使用（変更）申請書（別記第1号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、承認するときは地産地消ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは地産地消ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用の承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取り消しの必要があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認の決定を取り消したときは、地産地消ロゴマーク使用承認取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けたものは、直ちにロゴマークの使用を中止しなければな

らない。

4 第1項の規定により承認を取り消されたことより生じた損害は、使用の承認を取り消されたものの負担とする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

